

企画提案書

- 1 希望する経営管理実施権の始期及び存続期間（評価点：10 点満点）

始期：経営管理実施権配分計画開始日より

存続期間：

- 2 経営管理の実施計画（評価点：15 点満点）※別紙記載可

- 3 設置する作業道の規格（評価点：15 点満点）

選択：

※「北海道森林作業道作設指針」（平成 23 年 3 月 31 日森整第 1219 号）及び「森林整備事業に係る森林作業道実施基準」（平成 25 年 3 月 14 日森整第 1251 号）の第 2 項と第 3 項

4 木材の搬出量（評価点：15点満点）

選択：伐採材積に対する搬出割合が

ア 80%以上 / イ 60%以上 / ウ 60%未満

5 毎年の巡視の回数（評価点：15点満点）

選択： ア 3回/年以上 / イ 2回/年以上 / ウ 2回/年未満

6 想定収支（見積書）の算定（評価点：10点満点）

・見積書の通り

7 実際の森林所有者に支払う金額の算定方法、支払いの時期、相手方及び方法（市指定条件のため記載不要：評価なし）

・集積計画の通り

支払い金額の算定方法、支払いの時期、相手方及び方法、清算方法については、集積計画において札幌市で指定するものです。必ず内容を理解してから、提案するようにしてください。

※算定方法：（実際に木材を販売して得られた収益の額）

－（札幌市が標準単価により積算した伐採等の支出経費）

＋（伐採、作業道整備等における札幌市整備補助等の行政の補助金）

8 市に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期（市指定条件のため記載不要：評価なし）

・市に支払われるべき金銭は生じないものとする

9 存続期間の満了時及び経営管理権集積計画に基づく委託が解除されたものとみなされた時における精算の方法（市指定条件のため記載不要：評価配点なし）

・経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、森林所有者及び札幌市に対して、金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は森林所有者に帰属するものとする。ただし、森林所有者からの預り金は、実施した経費の額を除き、森林所有者に返還する。

10 【対象森林が30ha以上の場合】森林経営計画作成の協議を所有者と行う予定（評価点：10点満点）

30ha未満の場合は消去

選択： ア ある / イ ない